

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	(株) 市川商会		
所 在 地	長野県中野市大字越 1 2 3 6 番地		
建設業許可番号	2 0 - 0 0 3 2 3 8		
入札参加停止期間	令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 7 年 11 月 30 日まで (2 か月)		
事 実 概 要	対象会社及び同社代表は、労働安全衛生法違反で略式起訴され、飯山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和 7 年 7 月 16 日付けで刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。		
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第11号 (不正又は不誠実な行為) に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。		
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】		
	措 置 要 件		期 間
	不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内